

災害時における応急生活物資供給等に
関する協定書（案）

栗 東 市
生活協同組合コープしが

栗東市（以下「甲」という。）、と生活協同組合コープしが（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲の域内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定を定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給および運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給等の要請手続）

第6条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。甲と乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費 用）

第9条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給および運搬終了後、乙の提出する手配確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲と乙は、物資の要請及び供給を円滑に行うため、この協定に関する連絡窓口を別紙のとおり定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月20日までとする。ただし甲又は乙が文書をもって1か月前までに相手側に終了の意思表示をしない限り、本協定は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

（協 議）

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の私立を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 6月 日

（甲）滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗 東 市

栗 東 市 長

（乙）滋賀県野洲市富波甲972番地
生活協同組合コープしが

代表理事 理事長

別表（第 5 条関係）

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～3 日間程度）	その後に必要な物資
○食料品 カップ麺、飲料水、お茶、缶詰、 ごはん・おこわ・おかゆ（パック）等 ○生活必需品 ラップ、割りばし、 乾電池、使い捨てカイロ 等	○食料品 レトルト食品（スープ・カレー） お茶、飲料水、即席みそ汁 等 ○生活必需品 ティッシュペーパー、ブルーシート等

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

栗東市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害時における生活物資供給等の協力に関する協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

栗東市連絡担当者

所 属	
職名・氏名	
連 絡 先	

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

栗東市長 様

社名

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害時における生活物資供給等の協力に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

生活協同組合コープしが 連絡担当者

所 属	
職名・氏名	
連 絡 先	

別紙（第10条関係）

連絡体制表

【甲：栗東市】

災害時連絡先

部 署	滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所危機管理局危機管理課
T E L	077-553-1234（代表） 077-551-0109（直通）
F A X	077-518-9833

平時連絡先

部 署	滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所危機管理局危機管理課
T E L	077-553-1234（代表） 077-551-0109（直通）
F A X	077-518-9833
E - m a i l	kikikanri@city.ritto.lg.jp

【乙：生活協同組合コープしが】

災害時連絡先

部 署	滋賀県野洲市富波甲972番地 生活協同組合コープしが 野洲本部
T E L	077-586-1112（総務管財フロア） 077-565-1835（南地区事務局）
F A X	077-586-7123
E - m a i l	Ogawa.H@coop-shiga.or.jp

平時連絡先

部 署	滋賀県草津市西草津2丁目1-1 生活協同組合コープしが 南地区事務局
T E L	077-565-1835
F A X	077-565-4097
E - m a i l	Ishimoto.y@coop-shiga.or.jp

部 署	生活協同組合コープしが 草津センター
T E L	0 7 7 - 5 6 8 - 1 6 7 1
F A X	0 7 7 - 5 6 8 - 1 5 1 0
E - m a i l	Nishiguchi. t@coop-shiga. or. jp